巻頭言

規制改革と思想革命

東京大学大学院総合文化研究科教授　　岩田　一政

構造改革の必要が説かれるようになってから久しい。規制改革を柱とした構造改革は21世紀に向けて新生日本を構築する上で避けることが出来ない課題である。OECD規制改革監視委員会は本年４月に対日審査報告書を発表した。電気通信、電力の２つの業種を取り上げいずれも規制緩和が不十分であると論じている。注目されるのは、OECDが日本の規制改革には哲学が欠けていると論評していることである。

日本においては規制緩和悪夢論と市場万能主義に基づく規制撤廃論との論争が行われてきた。しかし、哲学的な背景にまで踏み込んで規制改革の問題を論じた者は少ない。私見によれば欧米諸国では1980年代後半から90年代前半にかけて法制度・規制に関する思想革命が発生した。革命は当初コモン・ローの伝統をもつアングロ・サクソン諸国で起こり、ついでローマ法に由来するシビル・ローの伝統をもつ大陸ヨーロッパ諸国にも波及した。この思想革命は、20世紀の法制度が一般的な法規範から次第に離脱し、個別具体的に細分化されてしまった法・規制体系を一変させる力をもっていた。

この革命は、細分化され「実体化された法」やその法に基づく裁量的な行政介入へ傾斜し過ぎたために法制度そのものの信頼性が揺らいでいた状況を打破し、一般的な法規範と「手続き化された法」の下で法制度・規制の信頼を回復しようとするものであった。「手続き化された法」とは、極めて複雑化した問題に関する法的な決定を専門的な知識や個別法の正当性に基づいて行うのではなく、人々の間の合理的な対話、議論を通じて行うというものである。この「手続き化された法」の下では法的決定そのものが、民主主義のプロセスに組み入れられることになる。この思想的革命は、イギリスを含む欧州の福祉国家制度の危機を背景として進行したが、同時に政策決定における民主主義プロセスを深化させる役割を果たした。

この思想革命の流れの中で、電気通信に関する国際的な規制も、従来の技術的、個別的な国際通信連合を中心とした規制体系からWTOの枠組みの中での一般的な規範

（競争）とそれに基づくルールを中心とした体系へと大きく転換した。この参照文書は法的な文書としてはかなり曖昧であり、競争法の観点から見ても不完全、不十分なものである。にもかかわらず、2000年以降のサービス貿易自由化交渉において重要な役割を演じることが予想されるのは、思想的な転換を背景としているからである。

この文書でもユニバーサル・サービス提供の必要性について触れている。ユニバーサル・サービスは、放送を含めた電気通信のみならず郵便局の提供する金融サービスとも深い関わりがある。しかし、どこまでがユニバーサル・サービスであるのかその境界線を引くことは必ずしも容易ではない。

オーストラリアでは電気通信のユニバーサル・サービス提供についていくつかの原則を定めているが、私見によれば⑴広範にサービスが使用されていること⑵当該サービスが公共財・外部性を有していること⑶代替するサービスが存在しないこと⑷水平的な公平性原則の下でシビル・ミニマムを維持するサービスであることの４つの基準が重要である。しかし、より重要なポイントは、上記基準に照らして具体的な境界線を引くに際して、人々の間で合理的な対話と議論が透明性のある民主主義の手続きに従って行われることにある。規制改革は、競争という規範を基礎として政策目的を実現しようとするものであるが、政策決定過程において民主主義を深化させることにこそその本質的な意義があると見るべきではなかろうか。